

# 総合文化研究科地域文化研究専攻 課程博士学位論文執筆要項

東京大学大学院総合文化研究科  
地域文化研究専攻

1996年9月1日  
2003年4月3日改訂  
2003年9月12日再改訂  
2006年4月5日新訂

博士課程在学者は、課程在学中に学位論文を書くことが奨励される。本要項はその執筆の手順を示すものである。

## 1年次初頭：研究題目・指導教員の決定、届け出

- (1) 1年次初頭のガイダンスの後に設けられている所定の時期までに、研究題目・指導教員を決め、専攻室に届け出る。

## 1年次12月中旬まで：「博士論文構想届」の提出

- (2) 「博士論文構想届」を提出する。これは、(a) 論文題目、(b) 論文の基本構想、(c) 主要文献、(d) 方法（文献学的、歴史学的他、資料収集・調査など）の見通しを含むもので、指導教員と相談の上で作成し、指導教員の承認を得て、専攻室に提出する(A4版用紙に3～5枚の構想の概要を記し、所定の届け出用紙を添付して提出)。
  - ・1年次中途から外国に留学する学生の場合も、離日前に「博士論文構想届」の提出が要求される。
  - ・「博士論文構想届」を提出していない学生は、「地域文化研究特別演習」の単位を4単位まで取得できない。また「博士論文構想届」を提出していない学生は、次のリサーチ・コロキウムへ進むことができない。

## 2年次12月中旬まで：リサーチ・コロキウム

- (3) 博士論文の概要、章だて、構成などを固めて、指導教員の同意を得て、リサーチ・コロキウム（公開）を開催する。開催に先立って、学生は指導教員と相談の上、2名の指導補助教員（論文の内容によっては、1名は専攻外の教員でもよい）を決め、指導教員を含む3名の教員が本コロキウムを指導するものとする。
  - ・日時については、学生および3名の教員が相談の上で、上記の期間中（2年次12月中旬まで）に設定する。学生は論文題目と2名の指導補助教員の氏名、本コロキウム開催日時、場所を所定の書式に記入して専攻事務室に届け出る。
  - ・本コロキウムは公開で行う。他の院生、教員にも広く参加を求める
  - ・国内・国外を問わず、広く学術的権威を認められている学術雑誌等に発表した業績があれば、それも事前に3名の指導教員に提出する。
  - ・リサーチ・コロキウムを終了していない者は、「地域文化研究特別演習」の単位を8単位まで取得できない。
  - ・発表された論文概要に対する判定は「合」・「再」の別によって行われる。「再」の場合は、早急に再度リサーチ・コロキウムを行う。

- ・リサーチ・コロキウムに「合」とならなければ、原則として、次のファイナル・コロキウムに進むことができない。
- ・「合」の場合は、直ちに博士論文の執筆を開始する。以後、指導教員の判断により、ファイナル・コロキウムまでの間に、随時リサーチ・コロキウム（公開）を開催することができる。その手順は上記に準ずる。

### 3年次10月（末）まで：ファイナル・コロキウム

- (4) 博士論文の原稿が完成した時点で、ファイナル・コロキウム（公開）を開催する。  
本コロキウムの開催は、本専攻に課程博士論文を提出するためには、不可欠の要件である。このコロキウムは原稿を学位論文として正式に提出してよいかどうかを専攻が判断するためのものであり、指導教員、指導補助教員が事前に論文原稿を読んで、学生にアドバイスすることを主眼としている。
- ・この段階で、指導教員は論文の審査委員会の構成を考慮し、さらに2名まで指導補助教員を追加することができる。
  - ・日時については、学生、指導教員および2～4名の指導補助教員が相談の上で決定する。学生は論文題目、2～4名の指導補助教員の氏名、コロキウムの開催日時、場所を所定の書式に記入して専攻事務室に届け出る。
  - ・本コロキウムは公開で行う。他の院生、教員にも広く参加を求める。

### (5) 論文の長さ・使用言語

博士論文は、ライフワークというよりは、一人前の研究者としての能力を備えていることを示す業績として性格づけられる。それぞれの研究地域や分野によって事情が異なるために、特に枚数制限は設けないが、日本語の場合、400字詰め原稿用紙に換算して本文が400～500枚あれば十分である。日本語以外の言語で執筆を希望する場合はリサーチ・コロキウム開催の段階で、指導教員の指示を仰ぐこと。

### 3年次11月～3月：論文の提出と審査

- (6) 以上の手続きを経て完成した論文は、提出後、研究科の規定に従って審査される。合格判定の場合は、年度内に学位記が授与される。
- (7) 論文および論文の内容の要旨の作成要領、提出部数、提出方法などに関しては、研究科の規定に従う。

### 【注記】

- 博士論文の作成が上記(1)から(4)の手順から大きく逸脱する場合には、各自指導教員と協議すること。
- 本要項は2003年4月の博士課程進学者から適用する。ただし、(2)の「博士論文構想届」の期限を、2003年4月の博士課程進学者に限り、例外的に「1年次の1月中旬」(＝2004年1月中旬)まで延長する。
- 2002年度までに博士課程に進学した者には従来の執筆要項をそのまま適用する。